

令和4年第1回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(追加発送議案)

資料4

			ページ
1	指定管理施設に対する減収支援について 【第34号議案関係】	総務部	P.1
2	北大阪急行線車両等広告掲載事業について 【第34号議案関係】	地域創造部	P.3
3	指定管理者の指定の一部変更及び箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例の改正について 【第31, 32, 33号議案関係】	健康福祉部	P.6
4	箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例の改正について 【第30号議案関係】	みどりまちづくり部	P.7
5	箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例の改正について 【第29号議案関係】	みどりまちづくり部	P.8
6	全小・中学校の太陽光発電設備設置工事について 【第34号議案関係】	子ども未来創造局	P.9
7	国の補助金を活用した特別教室のオンライン授業環境の拡充について 【第34号議案関係】	子ども未来創造局	P.11
8	子育て世帯への特別給付について 【第34号議案関係】	子ども未来創造局	P.13
9	保育士等処遇改善臨時特例交付金事業について 【第34号議案関係】	子ども未来創造局	P.15
10	水道事業用地の所管換えに伴う損失について 【第41号議案関係】	上下水道局	P.17
11	「箕面市水洗便所改造資金貸付基金条例の廃止」・ 「水洗便所改造資金貸付金の債権放棄」について 【第27, 28, 42号議案関係】	上下水道局	P.19
12	令和3年度競艇事業会計補正予算(第2号)について 【第43号議案関係】	競艇事業局	P.22
13	新型コロナウイルス感染症対応に伴う看護職員等処遇改善について 【第40号議案関係】	市立病院事務局	P.23

指定管理施設に対する減収支援について

総務部 総務課

- ◆ 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に基づく市の要請を受け、臨時休館・営業時間の短縮及び利用料金の還付(以下「休館等」という。)を実施した指定管理施設(収益施設や他の制度による支援措置がある施設を除く。)に対し、国の地方創生臨時交付金を活用して、休館等をした期間の利用料金収入の減収分の1/2を支援します。
- ◆ 既に休館等を実施した令和3年4月から10月までの期間と、2月以後に再び市が休館等を要請した場合は、令和3年度中のその期間についても支援対象とする予定です。

1 補正予算概要

【歳出】 新型コロナウイルス市緊急支援事業(指定管理施設支援)

交付金 指定管理施設支援金 26,437 千円

【歳入】国庫交付金 26,437 千円(地方創生臨時交付金[単独事業分])

2 支援の対象施設

みのお市民活動センター、グリーンホール・メイプルホール、生涯学習センター(中央・東・西南・船場)、箕面文化・交流センター、総合運動場(第一・第二)、かやの広場、人権文化センター(萱野中央・桜ヶ丘)、止々呂美ふるさと自然館、多世代交流センター、小野原多世代地域交流センター、多文化交流センター

※対象外としている施設は次のとおりです。

休館等がなかったため	箕面駅前駐車場(第一・第二)、箕面駐輪場、桜井駐輪場・牧落駐輪場、箕面船場駐車場、箕面船場第一駐輪場、船場広場、聖苑・霊園、市営住宅、医療保健センター・分室(豊能広域こども急病センター※) ※豊能広域こども急病センターは収支不足額を助成する仕組みあり。
介護報酬等の減額を行わない等の個別措置があるため ※障害福祉センターささゆり園のみ休館等措置あり。	あかつき園・ワークセンターささゆり、光明の郷ケアセンター、介護老人保健施設、西南デイサービスセンター、障害者福祉センターささゆり園

休館等があったが毎年度指定管理料を精算しているため	コミュニティセンター13施設
休館等があったがもともと利用料金をとっていないため	老人いこいの家(萱野・桜ヶ丘)、船場図書館
営業時間の短縮があったが令和3年度は運営経費を精算するため	文化芸能劇場

3 支援の対象期間

- ・令和3年4月～10月
- ・2月以後で再び休館等の要請があった場合は、その期間

(参考)令和3年度休館・時短要請措置の状況 (2月22日現在)

- ・4月5日～4月24日 まん延防止等重点措置(4月9日から時短要請)
- ・4月25日～6月20日 緊急事態宣言による休館要請
- ・6月21日～8月1日 まん延防止等重点措置による時短要請
- ・8月2日～9月30日 緊急事態宣言による時短要請
- ・10月1日～10月24日 大阪府の方針に基づく時短要請
- ・1月27日～2月20日 まん延防止等重点措置(休館・時短要請なし)
- ・2月21日～3月6日 まん延防止等重点措置(高齢者等外出自粛に伴う利用料金の還付措置)

4 支援の考え方

- ・地方創生臨時交付金は、減収した事業者の支援を目的として一定割合を給付する場合に対象となるため、令和3年第1回定例会で補正予算計上した枠組みと同様に、利用料金収入の減収分を算定し1/2を支援します。

(算定方法) 休館等をした期間の利用料金収入について、過去3カ年(平成29年度～令和元年度)の同時期の平均利用料収入と比較し、減収分の1/2を支援

※過去3カ年の実績がない施設は事業計画書等の数値から算定。

5 参考：昨年度の実績

- (1)利用料金の「減収分」から「支出不要分」(休止・休館に伴い不要となった光熱水費等)を減額して補填

- ・令和2年3月～5月分 22,892千円
- ・令和2年6月～10月分 14,164千円

- (2)利用料金収入の減収見込み分を算定し1/2を支援

- ・令和2年11月～令和3年3月分 9,783千円

北大阪急行線車両等広告掲載事業について

地域創造部 鉄道延伸室

- ◆ 北大阪急行線延伸事業において新たに必要となる車両について、整備・保有主体を箕面市から北急電鉄(株)に変更し、効率的な運用と事業費の縮減を図ります。
- ◆ 車両の整備・保有主体の変更に伴い、北急電鉄では車両固定資産税の負担が生じますが、箕面船場阪大前駅の北出入口設備を、市に移管して同社の負担を軽減するとともに、市が車両等にPR 広告を掲載し、その費用を同社の収入に充当します。
- ◆ 大阪を南北に縦断する大動脈、御堂筋線のメリットを最大限に活用して、市の魅力を施したラッピング車両を走らせ、開業の機運向上と定着並びに本市の魅力発信を進めます。

1 補正予算概要

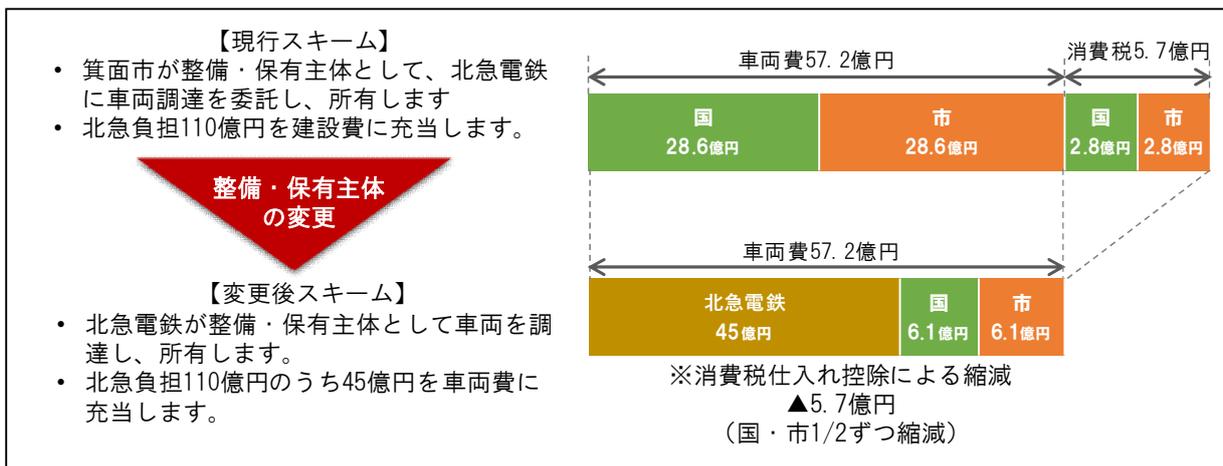
- ・債務負担行為額 343,860 千円(広告料 275,000 千円、制作・取付費 68,860 千円)
- ・債務負担行為期間 令和3年度～令和6年度 ※令和5年度からの歳出を予定

2 車両の整備・保有主体の変更について

(1) 整備・保有主体変更の効果

北大阪急行線延伸事業において新たに必要となる車両について、整備・保有主体を箕面市から北急電鉄(株)に変更し、効率的な運用と事業費の縮減を図ります。

- ① 北急電鉄において、車両の修繕等の維持管理がより柔軟に対応可能となります。
- ② 北急電鉄が車両を調達することで、車両調達に消費税仕入れ控除が適用されますので、車両費 63 億円のうち消費税 5.7 億円が縮減されます。
- ③ 車両費に北急負担金(110 億円)の一部(45 億円)を充当し、元々、北急負担金で充当予定であった事業(建設費 45 億円)を補助対象として国費の確保に努めます。



(2) 北急電鉄の負担解消策

北急電鉄が車両の整備・保有主体となることで、固定資産税約 3.77 億円/30 年の負担増が生じ、北急電鉄の事業負担額(110 億円)に影響するので解消を図ります。

- ① 北急電鉄が保有・管理する箕面船場阪大前駅北出入口の設備(EV・ESC など)を、市に移管し、市が道路施設である北出入口と設備を一体で保有・管理します。
- ② 市が車体等に広告を掲載し、北急電鉄に広告料を支払います。



3 北大阪急行線車両等広告掲載事業について

- ・ 令和5年度(2023 年度)車両納入後、概ね2年間にわたり市の魅力を施したラッピング車両を走らせます。開業の機運を高めるとともに開業後も大阪を南北に縦断する大動脈、御堂筋線のメリットを最大限活かした本市の魅力発信を府内広くに進めます。
- ・ なお、北出入口設備の維持管理費等と広告料、広告制作・取付費は、国有資産等所在市町村交付金※(約 4.83 億円/30 年)の支出減の範囲内で対応します。

※地方公共団体が車両を保有する場合、国有資産等所在市町村交付金として「固定資産の価格×1.4/100」を主たる定置場の市町村に支払う必要があります。保有主体の変更により交付金の納付が不要となります。



北急電鉄は消費税仕入れ控除が適用されるため、消費税を除いて収支への影響を試算しますが、市の支出額は消費税込の金額となります。

4 今後の事務手続き

- ・ 今議会での補正予算議決後、令和3年5月に北急電鉄に委託しました車両の調達業務委託協定を合意解約します。
- ・ 市、大阪府、北急電鉄、阪急電鉄の4者で締結した「北大阪急行線の延伸に関する基本協定書」に定める車両の整備・保有主体を変更します。

指定管理者の指定の一部変更及び 箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を 改正する条例の改正について

健康福祉部 障害福祉室

- ◆ (仮称)ワークセンター小野原(生活介護施設)については、令和4年4月1日の開所を予定していましたが、開設に対する地元の理解を得るために、引き続き丁寧な説明が必要となっています。
- ◆ このため、一定の期間が必要であることから、「箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例」の施行期日を改正し、現指定管理者の指定管理期間の始期を令和14年3月31日までの間において規則で定める日に変更します。
- ◆ これに伴い、あかつき園の建替え手法を再検討する必要があるため、現指定管理者の指定管理期間を「令和4年3月31日」から「令和5年3月31日」に1年間延長します。

1 箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例の改正

- ・ 条例の施行期日((仮称)ワークセンター小野原の供用開始の日)を変更します。
(変更前)令和4年4月1日
(変更後)令和14年3月31日までの間において規則で定める日

2 現指定管理者の指定管理期間の延長

①(仮称)ワークセンター小野原

(1)指定管理期間

(変更前)令和4年4月1日から令和14年3月31日

(変更後)供用開始の日から10年間

(2)指定管理者 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

(3)指定管理料 供用開始の日から発生

②あかつき園及びワークセンターささゆり

(1)指定管理期間

(変更前)平成22年4月1日から令和4年3月31日

(変更後)平成22年4月1日から令和5年3月31日

(2)指定管理者 社会福祉法人あかつき福祉会

(3)指定管理料 44,194 千円(令和4年度) ※令和3年度と同額

箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する 条例の改正について

みどりまちづくり部 まちづくり政策室

平成30年4月に、自然景観(山なみや農地)や生活環境を保全するため、本条例を制定しました。本条例で定める「設置を禁止する区域」においては高さ10m未満の一般的な建物の屋根や屋上への太陽光発電設備の設置も禁止することとなっています。禁止区域における高さ10m未満の一般的な建物への設置を許可するため、条例を改正します。

1 条例改正の経緯

- ・現行の条例では、「山すそ景観保全地区以北」、「市街化調整区域」、「生産緑地」を禁止区域、それ以外を許可区域とし太陽光発電設備の設置を規制しています。
- ・禁止区域においては、メガソーラーなど平置き太陽光発電設備の設置は阻止できるものの、高さ10m未満の学校、事務所、店舗(10kW以上又は100㎡以上)等の住宅以外の一般的な建物の屋根への設置も禁止していることから、昨今の脱炭素社会実現に向けた官民における取り組み状況を鑑み、自然環境や生活環境の保全に影響のない範囲で設置を許可することとします。

2 条例改正の内容

設置位置		要件	現行	改正後
高さ10m以上の建物				設置可
高さ 10 m 未 満 の 建 物	住宅、共同住宅			設置可
	店舗	10kW未満かつ100㎡未満		設置可
	公共公益施設、事務所	10kW未満かつ100㎡未満	不可	設置可
	公共公益施設、事務所、 店舗	10kW以上又は100㎡以上		許可を 受けれ ば可※
	市長が特に必要と認める 建築物で規則で定める構 造要件を満たしたもの			
上記以外のもの				不可

※許可区域と同じ条件(植栽等による遮蔽、周辺住民との協定書)を満たせば設置可

3 施行期日

令和4年4月1日施行

箕面市土砂等による盛土等の規制に関する 条例の改正について

みどりまちづくり部 審査指導室

他県での無秩序な土砂埋立て等に起因する土砂災害の発生を受け、土砂災害の発生を防止するため、規制基準を見直すとともに、現在届出制としている500㎡以上3,000㎡未満の土砂埋立て等を許可制とし、違反者に対する罰則規定を追加します。

1 改正の理由

現行条例では、土砂埋立て等は面積によらず市への届出が必要であるとともに、3,000㎡以上の土砂埋立ては府条例(罰則規定あり)による許可が必要となっています。

しかしながら近年、他県で発生した無秩序な土砂埋立て等に起因する土砂災害の発生をうけ、土砂埋め立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋め立て等の適正化を図り、災害を防止することが求められています。

そこで、条例を改正し、府条例の適用外である500㎡以上3,000㎡未満の土砂埋立て等を許可制に移行させるとともに、罰則規定を追加するなど更なる適正化を目指します。

2 主な改正内容

(1)規模区分を新設

- ①小規模:500㎡未満
- ②中規模:500㎡以上3,000㎡未満
- ③大規模:3,000㎡以上

(2)基準の見直し ※規則改正

土砂埋立て等の形状及び構造等の許可審査基準の新設及び届出基準の見直し

(3)規模区分ごとの取り扱いの差別化 ※条例改正

- ①小規模:市への届け出(基準の見直し)
- ②中規模:市の許可(届出制から許可制への移行+罰則規定の追加)
- ③大規模:府の許可+市への届け出(基準の見直し)

(4)違反等への対応 ※条例改正

- ①小規模:指導、勧告等の措置を経て命令した者の公表
- ②中規模:2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ③大規模:指導、勧告等の措置を経て命令した者の公表
府条例に基づく2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

3 施行期日

3か月の周知期間を経て令和4年7月1日施行



全小・中学校の太陽光発電設備設置工事について

子ども未来創造局 学校施設管理室

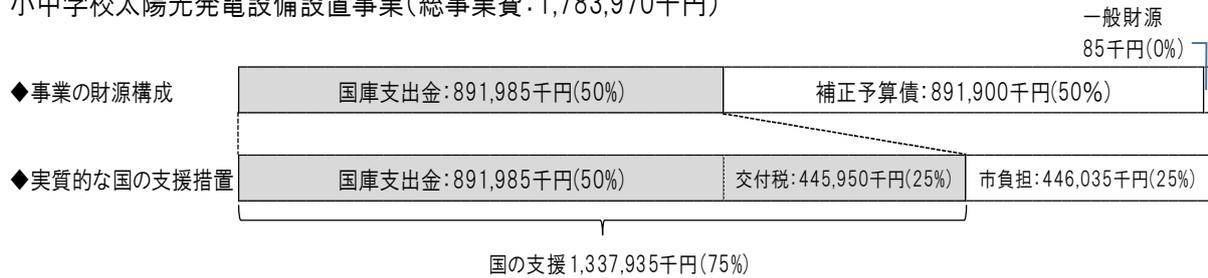
- ◆ 国が2050年のカーボンニュートラル達成を目指すため、持続可能な教育環境の整備を目的とした、令和3年度第1次補正予算による交付金事業において、学校施設の脱炭素化を推進する工事を対象としたことを受け、本市でも全国に先駆けて市立のすべての小中学校で大規模な脱炭素化に取り組みます。
- ◆ この補助金を最大限に活用し、全小中学校の校舎の屋上に太陽光発電設備の導入を行い、発生した電力を学校で使用します。また、併せて校舎の屋上防水の改修も行います。
- ◆ これまでは、全小中学校に10kW/校の太陽光発電設備を設置していましたが、更に1校あたり約150kW、全校合計で約3,000kW(3MW(メガワット))の発電設備(年間、標準的な一般家庭の消費電力量の約685軒分相当を発電)を設置します。これにより、年間使用電力量の約57%がまかなえ、年間二酸化炭素排出量も約57%の削減が見込まれることから、児童生徒の環境学習にも役立てていきます。

1 補正予算概要

【歳出】	1,783,970 千円	
①委託料	64,740 千円	(設計委託、現場監理委託)
②工事請負費	1,719,230 千円	(太陽光発電設備設置工事、防水工事)
【歳入】	1,783,885 千円	
①国庫支出金	580,523 千円	学校施設環境改善交付金(R3 国補正1号) (小学校) 補助率 1/2
	311,462 千円	学校施設環境改善交付金(R3 国補正1号) (中学校) 補助率 1/2
②補正予算債	580,500 千円	小学校施設環境改善事業債(R3 国補正1号) (交付税措置 50%)
	311,400 千円	中学校施設環境改善事業債(R3 国補正1号) (交付税措置 50%)

2 市と国の実質負担割合

小中学校太陽光発電設備設置事業(総事業費:1,783,970千円)



3 事業概要

対象校 全小中学校(小学校 12 校、中学校 6 校、小中一貫校 2 校)

工事内容
 ・各校 150kW 程度の太陽光発電設備を設置
 ・併せて屋上防水改修工事を実施

施工イメージ



(施工前)



(施工後)

4 今後の予定

令和4年度 設計・工事

令和5年度 使用開始



国の補助金を活用した特別教室の オンライン授業環境の拡充について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 国において、感染症対策を徹底しながら児童生徒の学習保障をしていくための「学校保健特別対策事業費補助金」と「公立学校情報機器整備費補助金」が追加措置されたことから、これらを活用して、オンライン授業用機器が未整備であった特別教室に、配信用タブレット端末及び外付けカメラを設置します。これにより、特別教室でのオンライン授業の都度、機器を持ち込んでセッティングする必要がなくなり、容易に特別教室でオンライン授業が実施できるようになります。
- ◆ また、教材を容易に作成するために、教職員動画編集用タブレット端末を全校に配備し、オンライン授業の質のさらなる向上を図ります。
- ◆ なお、特別教室の授業については、これまで Wi-Fi 装置の不足によりオンライン授業が実施できないことがあったことから、令和4年度当初予算において、特別教室用に移動式の Wi-Fi 装置を配置する予算を計上しており、特別教室におけるネットワーク環境の整備とオンライン授業用機器の設置により、すべての特別教室のオンライン授業環境の拡充を図ります。

1 補正予算概要

■新型コロナウイルス緊急対策事業(R3 国補正1号)【令和3年度補正予算】

【歳出】

新型コロナウイルス緊急対策事業 34,200 千円

項目	(小学校)	(中学校)	(合計)
庁用器具費	22,500 千円	11,700 千円	34,200 千円
計	22,500 千円	11,700 千円	34,200 千円

【歳入】

国庫補助金 34,200 千円

項目	(小学校)	(中学校)	(合計)
学校保健特別対策事業費補助金	11,250 千円	5,850 千円	17,100 千円
地方創生臨時交付金	11,250 千円	5,850 千円	17,100 千円
計	22,500 千円	11,700 千円	34,200 千円

※特別教室とは、理科室、音楽室、図工室、美術室などの普通教室以外の教室のこと。



■ICT 環境管理事業(臨時)【令和3年度補正予算】

【歳出】

教育ICT環境管理事業 4,914 千円

項目	(小学校)	(中学校)	(合計)
消耗品費	586 千円	335 千円	921 千円
委託料	231 千円	132 千円	363 千円
庁用器具費	2,310 千円	1,320 千円	3,630 千円
計	3,127 千円	1,787 千円	4,914 千円

【歳入】

国庫補助金 2,457 千円

項目	(小学校)	(中学校)	(合計)
公立学校情報機器 整備費補助金	1,563 千円	894 千円	2,457 千円
計	1,563 千円	894 千円	2,457 千円

2 特別教室のオンライン授業環境の拡充

これまで、特別教室には授業配信用タブレット端末と外付けカメラが未整備で容易にオンライン授業が実施できなかったことから、国の補助金を活用して、授業配信用タブレット端末と外付けカメラを増設することで、どの教室でも円滑にオンライン授業を実施できる体制を整えます。また、全校に動画編集用のタブレット端末を配備し、オンライン授業の質のさらなる向上を目指します。

(1)オンライン授業配信用タブレット端末の追加配備 (補正予算)

・456 台 ※1校あたり12～24 台 (国庫補助:10/10)

(2)オンライン授業配信用外付けカメラの追加配備 (補正予算)

・88 台 ※1校あたり4 台 (国庫補助:1/2)

(3)教職員動画編集用タブレット端末の配備 (補正予算)

・22 台 ※1校あたり1 台 (国庫補助:1/2)

◇参考(令和4年度当初予算)

特別教室用の移動式 Wi-Fi 装置を配置することにより、すべての特別教室でのオンライン授業の実施を可能にします。

○移動式 Wi-Fi 装置の追加配備 (令和4年度当初予算:13,312 千円)

・84 台 ※1校あたり3～4 台 (教育 ICT 環境整備事業債 13,200 千円の 7/10 が普通交付税措置)

子育て世帯への特別給付について

子ども未来創造局 子育て支援室

- ◆ 離婚等により現にお子さんを養育しているにもかかわらず、これまでに支給を行った子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れなかったかたに対し、令和4年2月7日付けで国の「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)」の支給要領が改正され、給付金を支給できることとなりました。市では対象のかたに子育て世帯への特別給付を実施します。
- ◆ 支給対象は、離婚や離婚協議中などにより配偶者と別居し、令和4年2月28日時点で高校生相当までの児童を養育している、年収が児童手当の所得制限内のかたのうち、これまでに臨時特別給付金を受け取っていないかたです。
- ◆ 対象者には広報紙等で広く周知する他、児童扶養手当受給者等の公簿上で把握できるかたには、個別にお知らせを送付する予定です。

1 特別給付について

(1)対象者

離婚や離婚協議中などにより配偶者と別居し、令和4年2月28日時点で高校生相当までの児童を養育している、年収が児童手当の所得制限内(注)のかたのうち、これまでに臨時特別給付金を受け取っていないかた

(2)支給額:児童一人当たり10万円

(3)支給日:申請内容の審査後、随時、速やかに支給します。

(4)申請締め切り日:令和4年4月30日(土)

2 今後の広報等のスケジュールについて

(1)2月下旬 市HPや3月号及び4月号広報紙にて周知

(2)児童扶養手当受給者等、公簿上で把握できるかたには、個別にお知らせを送付

(3)DV等のご事情で、給付金を受け取れなかったかたについて、人権施策室等の関係機関より個別にお知らせを送付

(4)その他、戸籍住民異動室等、関係窓口にご案内を設置

3 その他

(1)今回の支援給付金の予算については、既存の「子育て特別給付金交付事業」で対応します。「子育て特別給付金交付事業」については、令和4年3月生まれの新生児等

を養育するかたへの給付金の支払が翌年度に見込まれるため、繰越明許費 30,033 千円の補正予算を計上しています。

(2)国においては、元配偶者等に対し、支給対象の時点では養育関係に基づく適正な支給であるため、返還を求めないと示しており、市においても同様とします。

(注)児童手当の所得制限について

児童手当は、所得制限があり、下記の限度額となっています。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (収入額の目安)
0人	833 万円
1人	876 万円
2人	918 万円
3人	960 万円
4人	1,002 万円
5人	1,040 万円

保育士等処遇改善臨時特例交付金事業について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

- ◆ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症への対応の最前線で働く、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所の保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇改善が決定されましたので、令和4年2月から保育士等の収入を3%程度(月額 9,000 円程度)引き上げるための措置を実施します。
- ◆ 保育士等の処遇改善は、本来、子ども・子育て支援法による公定価格で実施されるものですが、実施開始までの期間が短いことから令和4年2月分から9月分までを補助事業とし、10月以降は公定価格の見直しにより同様の措置が講じられる予定です。
- ◆ 今回の補正予算は、令和4年2月分及び3月分を計上、令和4年度当初予算では令和4年4月から9月分までを補助金として計上、10月分以降は公定価格に反映されるため、教育・保育給付費として計上しています。

1 補正予算概要

【歳出】 補助金 15,067 千円

【歳入】 国庫交付金 15,067 千円(国庫補助 10/10)

・保育士等処遇改善臨時特例交付金(R3 国補正 1 号) 15,067 千円

2 保育士等処遇改善臨時特例交付金の概要

(1)補助内容

①処遇改善の算定対象

- ・保育所・認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業に勤務する全ての職員(保育士をはじめ調理員、事務職員等)。ただし、公定価格算定上の施設の定員規模等による配置基準に該当する職員のみが対象。配置基準を超えて配置している調理員やパート保育士等は対象外。

②補助内容

- ・民間保育園等の保育士等の職員の収入を3%程度(月額 9,000 円程度)引き上げるための費用を補助。
- ・補助金の算定
「施設毎の定員や在園児の年齢区分等による※補助基準額」×年平均在園児童数
×事業実施月数 ※補助基準額は公定価格上の配置基準による配置人数により設定される

- ・ 実際の賃金改善は、各施設の判断で配置基準を超えて配置しているパート職員等も含めた配分が可能であるため、施設により1人あたりの月額が9,000円程度を下回る場合もある。

(2) 補助要件

- ・ 補助金の全額を賃金改善や当該改善に伴い増加する健康保険料等の社会保険料（法定福利費）の事業主負担分に充てることが可能。
- ・ 本事業による賃金改善により、給与引き上げに伴う賞与や各種手当等への影響もあることから、賃上げ効果が継続するよう、最低でも賃金改善の合計額の2/3以上は基本給または毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。
- ・ 各園の賃金改善の計画書・実績報告書により市が確認を行うこと。
- ・ 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

水道事業用地の所管換えに伴う損失について

上下水道局 経営企画室

- ◆ 水需要の増加に備え、昭和57年度、平成7～8年度において取得した箕面浄水場前の水道事業用地は、水需要の減少に伴い、水道事業用地としての活用予定がなくなっていることから、明治の森箕面国定公園の入口という立地を活かした幅広い活用の可能性を模索するため、一般会計に所管替えします。
- ◆ 当該用地の所管替えに伴い、水道事業会計に生じる約 15 億円の特別損失を補正予算に計上します。

1 補正予算概要

【収益的支出】

特別損失 - 固定資産譲渡損 1,472,768 千円

2 対象となる水道事業用地

	所在地	取得年月日	面積(m ²)	帳簿価格(円)
①	箕面二丁目50番外2筆	S57.10.2	933.24	170,093,771
②	箕面二丁目39番外4筆	H7.10.2	4,081.05	321,078,879
③	箕面二丁目43番1外4筆	H9.3.31	7,935.88	981,594,414
	計		12,950.17	1,472,767,064

3 対象用地の取得目的と経過

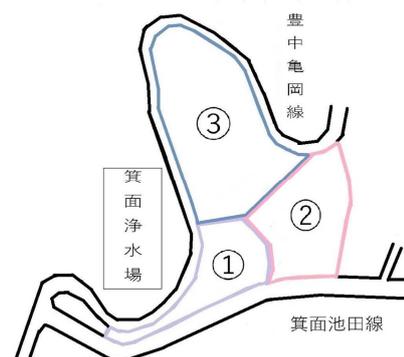
(1)対象用地の取得目的

用地①:水需要増加対策として配水池を整備するため、昭和57年度に取得

用地②③:配水池整備未了の用地①とあわせて、浄水処理施設の移設・更新と配水池の整備を一体的に行うため、平成7～8年度に取得

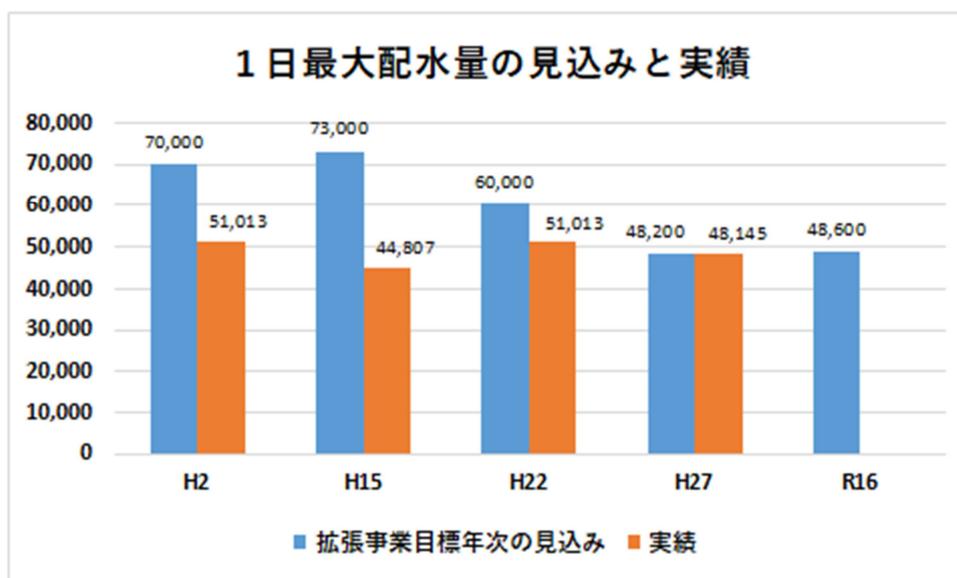
(2)浄水施設更新の経過

- ・箕面浄水場内浄水施設(昭和37年竣工)の老朽化に伴い、平成7年度に新浄水施設の整備構想を策定(現浄水場の対側地に、従来の「急速ろ過方式」による施設を整備)
- ・平成9年度、埼玉県越生町が、前年に発生した病原虫クリプトスポリジウムによる水道水汚染事故を受け、全国初認可となる「膜ろ過方式」の導入を発表。
- ・平成12年度、本市においても「膜ろ過方式」の採用を方針化
⇒既存施設内での更新が可能となり、移設用地が不要となりました。



(3)配水池の整備計画の経過

- ・浄水処理施設更新用地が不要となってからも、水需要の増加が見込まれたため、新配水池の整備については、必要容量等の検討を継続
- ⇒平成26年度、現有の配水池容量と今後の配水量の見込みを検証した結果、新たな配水池の整備は不要と判断し、現在に至っています。



4 所管替えの理由

- ・水道事業における活用予定がなくなったことから、明治の森箕面国定公園の入口という立地を活かした幅広い活用の可能性を模索し、市として最適な活用策を講じるため、一般会計に無償で所管替えするものです。

5 水道事業会計の経営への影響

- ・このたび計上する固定資産譲渡損 1,472,768 千円は、現金支払を伴わない帳簿上の支出であり、資金不足をきたすことはありません。
- ・ただし、固定資産譲渡損 1,472,768 千円を計上することで、令和3年度決算では、1,214,836,817 円の当年度純損失が見込まれます。（「令和4年度水道事業会計予算書」中の「令和3年度水道事業会計予定損益計算書」参照）
- ・この当年度純損失 1,214,836,817 円に「前年度繰越利益剰余金」等の所要の調整を行うと、973,793,114 円の「当年度未処理欠損金」が見込まれます。
- ・「当年度未処理欠損金」については、決算が確定した後、同額を減資（資本金の減少）する議案を市議会に提出する予定です。

【令和3年度水道事業会計予定損益計算書(抜粋)】

当年度純損失	1,214,836,817 円(①)
前年度繰越利益剰余金	41,043,703 円(②)
その他未処分利益剰余金変動額(積立金取崩分)	200,000,000 円(③)
当年度未処理欠損金	973,793,114 円(①－②－③)

「箕面市水洗便所改造資金貸付基金条例の廃止」・ 「水洗便所改造資金貸付金の債権放棄」について

上下水道局 下水道室

- ◆ 水洗便所の普及促進を図るため、昭和44年から、既設のくみとり便所を水洗便所に改造するかたに無利子で資金の貸付けを行ってきましたが、現在は新たに公共下水道を整備する地域はなく、所期の目的を達成しているため、「箕面市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和44年条例第5号。以下「条例」という。)」を廃止します。
- ◆ 条例の廃止にあたり、未収金の滞納状況を整理した結果、行方不明・相続放棄により、2件の債権の行使が不可能なため、債権放棄を行います。
- ◆ 条例の廃止に伴い、基金額は公共下水道事業会計へ繰り入れます。

1 「箕面市水洗便所改造資金貸付基金条例」について

- (1) 施行年月日 : 昭和44年2月5日
- (2) 基金の額 : 1,500万円
- (3) 貸付対象 : 本市の処理区域内の既設のくみとり便所を水洗便所に改造し、これに伴いその他の排水設備を新設又は改造する者
- (4) 資金の貸し付けの限度 : 水洗便所改造工事1件につき50万円以内
- (5) 貸付件数 : 9,432件
- (6) 未収金の滞納状況 : 計8件(未償還額 688,160 円)

2 未収金の滞納状況について

(1) これまでの経過と対応

未収金(計8件)の滞納状況の整理を行った結果、内2件は債権の行使が不可能なため、市議会の議決を経て債権放棄します。(内6件は時効により、既に債権が消滅)

年月	未収金(計8件)についての経過
S46.10～S60.12	・貸付金の貸付
H1.4～H8.6	・各債務者(相続人含む。)へ督促 ・内1件、H1年4月に督促状送付するも宛先不明で返送 ・内1件、H6年10月～H8年6月に債務者の相続人全員が相続放棄手続き
H11.4～H18.2	・10年が経過し、各債権が時効により消滅
R3.9～R3.12	・計8件の内6件は、各債務者(相続人含む。)から時効援用の意思表示有り。残り2件は、債権の行使が不可能なことを確認

(2)滞納状況の整理結果

項目	件数	内容
行方不明による 債権放棄	1件 (議決案件)	S46年10月 貸付(55,000円) S47年5月 最終返済日 S49年7月 転居 H1年4月 督促状が宛先不明で返送 ⇒住民票が抹消され本籍地が不明のため、住所の 追跡ができない。(未納額 43,920円)
相続放棄による 債権放棄	1件 (議決案件)	S49年5月 貸付(80,000円) H3年9月 最終返済日 H7年6～7月 督促状送付・住民票調査により本人 死亡(H6.8.8)を確認 H9年10月 相続人代表に督促状送付・訪問 ⇒H6年10月～H8年6月に相続人全員が家庭裁 判所へ相続放棄手続き済み(未納額 14,960円) であることを確認
時効の援用による 債権消滅	6件	R3年9～12月、各債務者(相続人含む。)に支払 いを求めたが、時効援用の申し出があった。 (未納額 629,280円)

3 今後の未水洗化家屋への対応

- (1)未水洗化家屋の総件数は29件で、その利用状況は居住のない家屋や老朽化した借家など、現時点では水洗化する意思がない物件です。
- (2)今後、対象物件の建て替えが検討される際に、排水施設の設置を強く指導していきます。

4 補正予算概要

(1)債権放棄に伴う不納欠損処理

債権放棄の損失を収益的支出の「特別損失」で計上するとともに、債権消滅に伴う基金総額 1,500 万円の不足額(58,880 円)を補填するため、資本的支出の「基金繰出金」を計上します。

【収益的支出】 特別損失 59 千円

【資本的支出】 基金繰出金 59 千円

(2)条例廃止に伴う基金額の処理

基金額 1,500 万円について、資本的収入の「基金繰入金」を計上します。(基金廃止に伴い、全額を資本的収入に繰り入れます。)

【資本的収入】 基金繰入金 15,000 千円

令和3年度競艇事業会計 補正予算（第2号）について

競艇事業局 企画室

- ◆ 電話投票売上金が1月開催終了時点の実績で予算額を約20億円上回り、2月以降の開催においても予算額を上回る売上が見込まれるため、電話投票売上金を50億円増額し、それに伴う連動経費を増額補正します。
- ◆ 12月に開催した「SG第36回グランプリ」の優勝戦において、約41億円の返還金が発生し、払戻金から流用したことによる払戻金の増額補正と、今後の開催における返還金の増額補正を行います。
- ◆ 一般会計繰出金については、13億円の増額補正を行い、総額48億円となります。

1 （補正）予算概要

【収入】	8,359,679 千円
①売上金	5,000,000 千円(電話投票舟券売上金)
②返還金	3,222,079 千円
③寄附金等	137,600 千円
【支出】	9,039,159 千円
①払戻金	6,822,079 千円
②返還金	150,000 千円
③その他開催費	291,500 千円(電話投票関連経費)
④交付金	228,080 千円
⑤賃借料	247,500 千円
⑥繰出金	1,300,000 千円

2 事業概要

電話投票売上金 (千円)

	年間	4月～1月	2月～3月
9月補正予算	62,264,200	51,953,200	10,311,000
実績・見込	67,264,200	(実績) 53,977,303	(見込) 13,286,897
今回補正額	5,000,000	2,024,103	2,975,897

※電話投票売上金が1月末時点で予算額を約20億円上回っています。2月以降の開催においても、電話投票売上金が約30億円上回る見込みです。

新型コロナウイルス感染症対応に伴う 看護職員等処遇改善について

市立病院事務局 病院人事室

国の新型コロナ医療を担う医療機関に勤務する看護職員等を対象とする看護師等処遇改善事業を活用して、市立病院の看護職員、看護補助者、理学療法士・作業療法士などのコメディカル、その他直接患者に医療サービスを提供する職員の処遇改善を実施します。

1 補正予算概要

(1)収入 2,698 千円

○令和4年2月分及び3月分にかかる看護職員等処遇改善事業府補助金

(2)支出 2,357 千円（令和4年2月及び3月分）

①常勤職員 特殊勤務手当 1,841 千円

②会計年度任用職員 報酬 516 千円

2 補助制度の概要

(1)補助基準額 看護職員常勤換算人数 1 人 1 月あたり 4,660 円

※4,660 円のうち 660 円は、法定福利費の事業主負担相当額

※対象職種に実際に支給した額及びその支給に伴う法定福利費の合計が低い場合は、当該合計額

(2)補助率 10/10

(3)対象職種 看護職員、看護補助者、理学療法士・作業療法士などのコメディカル、その他直接患者に医療サービスを提供する職員

(4)対象経費 看護職員等の賃金改善額及びこれに伴い増加する法定福利費の事業主負担額

(5)補助期間 令和4年2月から9月までの間

3 処遇改善内容

(1)支給額 看護師・助産師 月額 3,000 円 その他の職員 月額 1,500 円

※患者との接触頻度を考慮して看護師とその他職員の支給額を設定

※短時間勤務職員は、勤務時間により按分して支給する。

(2) 支給見込み

職種	人数 (常勤換算)	特殊勤務手当等 (月額)	支給額 (2ヶ月)
看護職員	294.8 人	3,000 円	1,768,800 円
その他	195.6 人	1,500 円	586,800 円
合計	490.4 人		2,355,600 円

(3) 支給時期

令和4年2月及び3月分は、令和4年4月給与時に一括して支給する。